

解 禁 日 時
平成 2 5 年 2 月 1 4 日
議会運営委員会終了後

資 料 提 供	
平成 2 5 年 2 月 1 3 日	
担 当 課 (担 当 者)	財 政 課 (小 牧)
電 話	0857-26-7043

平成 2 5 年 2 月臨時議会付議案

議案第 1 号 平成 2 4 年度鳥取県一般会計補正予算

国の経済対策に伴う事業等の追加及び緊急経済対策を行うための補正予算である。

(概 要)

①歳入歳出予算の補正

【予 算 額】	補 正 前 の 額	3 4 2, 6 6 7, 1 0 6 千円
	補 正 額	3 3, 9 1 1, 8 2 0 千円
	補 正 後 の 額	3 7 6, 5 7 8, 9 2 6 千円

【補正額の財源内訳】	分担金及び負担金	1 6 3, 9 6 9 千円
	国庫支出金	2 4, 4 1 9, 6 8 2 千円
	繰 入 金	2 4, 1 6 3 千円
	繰 越 金	2, 5 9 5, 0 0 6 千円
	県 債	6, 7 0 9, 0 0 0 千円

②継続費の補正

新規 1 件

③繰越明許費の補正

新規 1 0 8 件 変更 6 件

④債務負担行為の補正

新規 3 件

議案第 2 号 同 鳥取県営病院事業会計補正予算

議案第 3 号 鳥取県基金条例の一部改正について（財政課、河川課）

次のとおり地域の元気・公共投資臨時基金及び海岸漂着物対策基金を新たに設置するものである。
(新たに設置する基金の概要)

名 称	設 置 目 的
鳥取県地域の元気・公共投資臨時基金	地域における公共投資を円滑に実施し、防災対策、減災対策等の推進及び産業基盤、生活基盤の整備を図るための経費に充てること。
鳥取県海岸漂着物対策基金	海岸漂着物の円滑な回収及び処理並びに発生の抑制を図り、もって海岸における良好な景観及び環境の保全に資すること。

[公布施行]

報 告 事 項

報告第1号 議会の委任による専決処分の報告について

(1) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成24年12月28日専決）（治山砂防課）

和解の相手方：岩美町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 117,443 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 24 年 10 月 26 日、県有地から落下した枯死木が、和解の相手方所有の家屋の屋根に当たり、同屋根が破損したものである。

(2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成25年1月9日専決）（警察本部会計課）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 152,000 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 24 年 5 月 2 日、鳥取県警察本部交通部高速道路交通警察隊の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、駐車場内で後退した際、駐車していた和解の相手方所有の軽乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

(3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成25年1月15日専決）

（警察本部会計課）

和解の相手方：大阪市富田林市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 914,000 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 24 年 6 月 28 日、鳥取警察署の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、方向転換をしようとした際、道路上に駐車中の和解の相手方所有の普通乗用自動車に衝突し、同車両が破損したものである。

(4) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成25年1月22日専決）（住宅政策課）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 116,813 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う

事故の概要：平成 24 年 12 月 28 日、県営住宅浜坂第 1 団地内の住戸棟屋根防水材の押え金具が、強風により吹き飛び、和解の相手方が駐車していた軽乗用自動車と接触し、同車両が破損したものである。

(5) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成25年1月22日専決）

（農林総合研究所）

和解の相手方：兵庫県姫路市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 31,800 円（県過失 1 割 5 分）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 24 年 11 月 14 日、農林水産部農林総合研究所の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、交差点を直進する際、右方向から一時停止を怠り右折進入してきた和解の相手方所有の小型乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

(6) 鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る和解について（平成25年1月24日専決）（住宅政策課）

和解の相手方：県営住宅の入居者1名

和解の要旨：①県は、和解の相手方に対してなした県営住宅に係る賃貸借契約解除の意思表示を撤回し、和解の相手方が当該賃貸借契約に基づく賃借権を有することを確認する。
②県は、和解の相手方に対してなした駐車場使用許可取消しの意思表示を撤回し、和解の相手方甲が当該駐車場使用許可に基づく賃借権を有することを確認する。
③県及び和解の相手方は、和解の相手方甲が平成24年11月分までの未払家賃392,600円及び未払駐車場使用料33,000円を県に支払済みであることを確認する。
④和解の相手方は、損害賠償金245,835円の支払義務があることを認め、平成25年2月から同年12月まで毎月20,500円ずつ、平成26年1月に20,335円県に支払う。
⑤その他、今後の家賃及び駐車場使用料未納時の取り扱い、損害賠償金の支払に係る取り扱い等について取り決める。

報告第2号 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの常勤職員数について（産業振興総室）

地方独立行政法人法第54条第2項の規定により、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの常勤職員数について報告する。

平成25年1月1日現在 44人

報告第3号 長期継続契約の締結状況について

件数 新規 9件